

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局等との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 検査結果による<u>自己資本比率</u>の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</p> <p>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</p>	<p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局等との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 検査結果による<u>自己資本比率、又はレバレッジ比率（国際統一基準行に限る。以下同じ。）</u>の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</p> <p>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあっては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</p> <p>（注） （略）</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－２ <u>自己資本比率の正確性</u></p> <p>Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p> <p><u>自己資本比率</u>については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率の計算の正確性等</u>については、<u>告示及びバーゼル合意の趣旨</u>を十分に踏まえる必要がある。</p> <p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p>	<p>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあっては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</p> <p>（注） （略）</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－２ <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</u></p> <p>Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等</u>については、<u>告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」</u>（以下「レバレッジ比率告示」という。）及び<u>バーゼル合意の趣旨</u>を十分に踏まえる必要がある。</p> <p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>自己資本比率</u>の計算の正確性については、<u>自己資本比率</u>が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) <u>自己資本比率</u>の算定に関する外部監査(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率</u>の計算方法の一貫性 例えば告示上の経過措置の適用等、<u>自己資本比率</u>の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</p> <p>Ⅲ-2-1-2-4 監督手法・対応</p>	<p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>の計算の正確性については、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) <u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>の算定に関する外部監査(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)等に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>の計算方法の一貫性 例えば告示又はレバレッジ比率告示における経過措置の適用等、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</p> <p>Ⅲ-2-1-2-4 監督手法・対応</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>銀行からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置 Ⅲ－２－１－３－１ 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、<u>自己資本比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>	<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>銀行からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置 Ⅲ－２－１－３－１ 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府・大蔵省令第39号。以下Ⅲ－２－１－３及びⅢ－２－１－４において、「区分等を定める命令」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>自己資本比率</u></p> <p>「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分(以下「<u>早期是正措置区分</u>」という。)に係る<u>自己資本比率</u>は、次の<u>自己資本比率</u>によるものとする。</p> <p>① 決算状況表(中間期にあつては中間決算状況表)により報告された<u>自己資本比率</u>(ただし、業務報告書(中間期にあつては中間業務報告書)の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率</u>)</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>自己資本比率</u></p> <p style="text-align: center;">(注) (略)</p>	<p>Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府・大蔵省令第39号。以下Ⅲ－２－１－３及びⅢ－２－１－４において、「区分等を定める命令」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p> <p>「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号の表の区分(以下「<u>早期是正措置区分</u>」という。)に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>は、次の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>によるものとする。</p> <p>① 決算状況表(中間期にあつては中間決算状況表)により報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>(ただし、業務報告書(中間期にあつては中間業務報告書)の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>)</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p> <p style="text-align: center;">(注) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 早期是正措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</u></p> <p>第1区分の「<u>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</u>」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである</u>。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「<u>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</u>」は、<u>自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである</u>。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p>	<p>(2) 早期是正措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区分の命令及び第2区分の2・レバレッジ第2区分の2の命令の相違</u></p> <p>第1区分又はレバレッジ第1区分の「<u>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</u>」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである</u>。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分又はレバレッジ第2区分の「<u>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</u>」は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである</u>。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の</p>	<p>置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その<u>自己資本比率</u>を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超える<u>自己資本比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間には、下記Ⅲ-2-1-3-3(1)の<u>自己資本比率</u>を当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p>	<p>充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>の範囲を超える<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>を改善するための所要期間には、下記Ⅲ-2-1-3-3(1)の<u>自己資本比率</u>又は<u>レバレッジ比率</u>を当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>又</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ <u>第2区分の2</u>に係る措置 (略)</p> <p>Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「<u>自己資本比率の範囲</u>を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>自己資本比率</u>が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための期間 は含まないものとする。</p> <p>③ <u>第2区分の2</u>又は<u>レバレッジ第2区分の2</u>に係る措置 (略)</p> <p>Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲</u>を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(2) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１－３－４ 命令区分の根拠となる<u>自己資本比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第２条第１項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の<u>自己資本比率以下の自己資本比率</u>に係る同表の区分（<u>非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令」は、原則として３か月後に確実に見込まれる<u>自己資本比率の水準</u>に係る区分（<u>非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第２区分の２の命令</u>を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった<u>自己資本比率</u>が第１区分又は第２区分に係る<u>自己資本比率の範囲</u>に達したときは、当該時点における<u>自己資本比率</u>に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、<u>第２区分の命令</u>を行った銀行にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠</u>となった<u>自己資本比率</u>が第１区分に係る<u>自己資本比率の範囲</u></p>	<p>Ⅲ－２－１－３－４ 命令区分の根拠となる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第２条第１項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率</u>に係る同表の区分（<u>非対象区分又はレバレッジ非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令」は、原則として３か月後に確実に見込まれる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の水準</u>に係る区分（<u>非対象区分又はレバレッジ非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第２区分の２又はレバレッジ第２区分の２の命令</u>を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が第１区分・レバレッジ第１区分又は第２区分・レバレッジ第２区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲</u>に達したときは、当該時点における<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>に係る区分に掲げる命令を行うことができるものと</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３－７ その他</p> <p>(1)「区分等を定める命令」第1条第1項第1号及び第2項第1号</p>	<p>し、第2区分又はレバレッジ第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき、又は当該命令の区分の根拠となったレバレッジ比率がレバレッジ第1区分の範囲に達したときは、当該時点において第1区分又はレバレッジ第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率又はレバレッジ比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３－７ その他</p> <p>(1)「区分等を定める命令」第1条第1項第1号、第3号、第2項</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) <u>第1区分に係る自己資本比率の範囲</u>を下回る銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率</u>が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な<u>自己資本比率</u>の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p>Ⅲ－2－2 収益性の改善 Ⅲ－2－2－3 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p> <p>(1) 基本的考え方 銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第</p>	<p><u>第1号及び第3号</u>並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) <u>第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を下回る銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p>Ⅲ－2－2 収益性の改善 Ⅲ－2－2－3 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p> <p>(1) 基本的考え方 銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（Ⅲ－2－2－1）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理 Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 Ⅲ－2－3－1－5 監督手法・対応</p> <p>（1）基本的考え方 銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p>	<p>26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（Ⅲ－2－2－1）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理 Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 Ⅲ－2－3－1－5 監督手法・対応</p> <p>（1）基本的考え方 銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p><u>自己資本比率規制</u>の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（<u>最低所要自己資本比率</u>）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与</p>	<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p><u>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制</u>の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（<u>最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率</u>）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(注) Ⅲ－３－２－４－４は、主に銀行が<u>単体の自己資本比率</u>を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が<u>連結の自己資本比率</u>を算出する場合や銀行持株会社が<u>連結の自己資本比率</u>を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>IV 銀行持株会社 IV－２ 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(注) Ⅲ－３－２－４－４は、主に銀行が<u>単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率</u>を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>を算出する場合や銀行持株会社が<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>IV 銀行持株会社 IV－２ 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 銀行持株会社及びその子会社の<u>連結自己資本比率</u>の計算が正確に行われているか(Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3-4-4参照)。</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 連結ベースの監督の概要</p> <p>企業会計上の連結財務諸表はもとより、銀行法上のリスク管理債権の開示も連結ベースで行われるほか、<u>自己資本比率規制、流動性カバレッジ比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レンジス・ルール</u>等についても、連結ベースでの適用となっていることに留意する。</p> <p>(参考) 金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月)</p>	<p>(2) 銀行持株会社及びその子会社の<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>の計算が正確に行われているか(Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3-4-4参照)。</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 連結ベースの監督の概要</p> <p>企業会計上の連結財務諸表はもとより、銀行法上のリスク管理債権の開示も連結ベースで行われるほか、<u>自己資本比率規制、レバレッジ比率規制、流動性カバレッジ比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レンジス・ルール</u>等についても、連結ベースでの適用となっていることに留意する。</p> <p>(参考) 金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月)</p>